

令和2年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和2年5月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 時効取得を原因とする農地について

<出席委員> (9名)

- 1番委員：加曾利 益弘
- 2番委員：佐川 順一郎
- 3番委員：森 紀久嗣
- 5番委員：渡辺 忠洋
- 6番委員：吉野 公博
- 7番委員：浅野 幸男
- 8番委員：山口 豊
- 9番委員：矢代 とみ江
- 10番委員：押元 康郎

<欠席委員> (1名)

- 4番委員：鈴木 孝一

<出席職員>

事務局長 秋山 賢次 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 57 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から令和 2 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は、成立いたします。

なお、4 番の鈴木委員につきましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告をいたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により押元会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

（押元会長 挨拶）

議長（押元会長）

議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。9 番委員の矢代委員と 1 番委員の加曾利委員をお願いいたします。

早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 5 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

議案第 1 号につきましては、番号 2 から番号 4 までの 3 件が提出されておりますので、一括して先に説明をさせていただきます、その後、御審議いただきたいと思います。

番号 2。所在・地番、堀之内字船附 ■■■番■■■。地目、田。地積、796 平方メートル。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、佐倉市○○○○氏。事由、譲受人、贈与を受け農地の維持管理を継続して行いたい。譲渡人、耕作困難であり、後

継者もいないため、隣地の所有者に贈与したい。権利内容、贈与による所有権移転。

番号3。所在・地番、三又字基畑 ■■■番■■■。地目、田。地積、823平方メートル。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、千葉市○○○○氏。事由、譲受人、贈与を受け農地の維持管理を継続し、先祖からの土地を守っていききたい。譲渡人、町外に居住し、高齢で耕作困難であり、後継者もいないため、永年耕作を続け事実上の管理者である弟の権利者に贈与し、先祖からの土地を引き継ぎたい。権利内容、贈与による所有権移転。

番号4。所在・地番、西部田字川島 ■■■番■■■。地目、畑。地積、92平方メートル。外3筆、合計4筆、1,356平方メートル。権利者、市原市○○○○氏。義務者、群馬県伊勢崎市○○○○氏。譲受人、隣接の中古住宅と一緒に取得し、畑や果樹等を作りたい。譲渡人、現在、大多喜町に居住しておらず、高齢のため土地を処分したい。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、3ページに掲載のとおりです。

事務局からは以上です。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号2については、6番委員の吉野委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

吉野委員（6番）

報告させてもらいます。

場所は、国道沿いです。堀之内・八声と書いてある地図で、申請地の隣を通っているのが国道297です。これを勝浦方面に向かって行って、■■■■食堂のもう少し先の右側です。

去年、ここは、私も権利者に頼まれて、稲刈りをしに行った所です。普通に問題なく作っておりました。今年も、この間、田植えをしようとしている状況でした。何の問題もないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長（押元会長）

吉野委員から現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。

(質問等なし)

議長 (押元会長)

質問がないようですので、番号2については、許可することとして、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

異議なしと認め、番号2につきましては、許可とすることを決定いたしました。

次に、番号3については、5番委員の渡辺委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

渡辺委員 (5番)

5月1日の金曜日、朝7時50分に譲受人立会いのもと、現地で調査を実施いたしました。

場所は、国道297の久我原橋から約500メートル勝浦方面に直進して、 弁当、ここには と書いてある所を右折して約500メートル。元JAいすみの大多喜農機具整備工場を越えて、いすみ鉄道を横断します。横断してすぐに北上して約150メートル。町道といすみ鉄道に挟まれた三角地の場所でございます。町道といすみ鉄道と田んぼは、高低差がありません。その残りの一辺が約2メートルの急斜面になっておりまして、その上が宅地になっております。そういう所でございますが、現在は、譲受人及び譲渡人、二人は兄弟なのですが、父親が死亡してから弟の譲受人がずっと耕作していると。現在は、荒起こし中でありまして、トラクターのロータリーが壊れて修理中なので、直り次第、田植えを予定しているということでした。ただ、日数がかかるようだと、稲が育ちすぎてしまうので、今年度は、どうか修理の時間によって決めたいというようなお話をしておりました。そういうわけで、田んぼの周りもきれいに草刈りが終わっていきまして、いつでも、田んぼになるというような状態でした。本件土地の現状は、調査した農業委員としての意見は、3条の許可可能と判断しまして報告します。

どうかよろしく御審議お願いいたします。以上です。

議長 (押元会長)

御苦労様でした。

渡辺委員から現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長）

異議なしの声がありました。大丈夫ですか。
質問がないようですので、番号3については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号3につきましては、許可することと決定いたしました。

次に、番号4についてですが、現地調査担当委員と事務局との連絡に行き違いがあり、現地調査が実施されておりました。そこで、今回は決定を保留することとし、来月、これを再度審議させていただくという判断をしますので、よろしくをお願いします。

（「はい」の声あり）

議長（押元会長）

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、4ページをお開きください。

議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年5月8日提出、大多喜町農業委員会会長押元康郎。

番号3。所在・地番、小土呂字高住 ■■■ 番。地目、畑。地積、318平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、いすみ市〇〇〇〇氏。義務者、いすみ市〇〇〇〇氏。事由、現在、借家に住んでいるが、高齢の義母の住む実家建て替えに伴い、隣地に戸建てを建築したい。

議長（押元会長）

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号、番号3については、7番委員の浅野委員が、現地調査を担当していただきましたので、報告をお願いします。

浅野委員（7番）

報告いたします。

4月の28日、午前中、権利者義母宅にて事務局職員2人と業者の方と私の4人で見てきました。この物件は、国道297横山十字路を小土呂方面に向かい、右手にソーラーの施設があります。その手前にある土地がこれです。細長い土地ですが、手前の方には住宅が建っております。奥の土地が荒地になっており、そこが案件の土地です。両隣の地権者からも了解を得、排水問題も間違いはないということで、私としても問題ないと思います。

審議の方をよろしくお願いいたします。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

浅野委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。

渡辺委員（5番）

許可とは関係ないですけれども、この土地は、出入りする道路はないのですか。公図を見るとないけれども。

事務局（寺井）

お手元の5の3という資料の中に、土地利用計画図、括弧で排水計画図というものがありますでしょうか。白黒のA3判です。それを御覧いただきますと、今回の申請地 ■■■番の隣の ■■■番地が、現在の義母の住む家となっていて、そこを一部分筆して進入路にするという計画になっております。隣地は、農地ではございませんので、今回の案件の中には、分筆した図面等がまだ付いていない状況でございます。そのような状況です。

渡辺委員（5番）

よく分かりました。

議長（押元会長）

ほかに質問ございませんか。

浅野委員（7番）

奥の土地に権利者の家を建てて、その手前の宅地には、義母の家を建て替えるので、2軒一緒に建てるということです。

議長（押元会長）

ほかに質問ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしの声がございました。

異議なしと認め、番号3につきましては、許可相当とすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

番号3につきましては、許可相当とすることに決定いたしました。

議案第2号は、以上でございます。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 (寺井)

5ページをお開きください。

議案第3号。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年5月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和2年5月11日。

今回、件数につきましては、13件出ております。このうち、更新案件が3件、新規設定案件が10件、合計の集積面積につきましては、3万8,161平方メートルとなっております。

更新の筆につきましては、内容を割愛させていただき、新規設定の筆のみ読み上げさせていただきます。

それでは、6ページ、整理番号2の1から参ります。

利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字葛藤字京塚。地番 ■■■番■。地目、畑。地積、台帳面積で1,818平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間が3年間でして、開始の日が令和2年5月11日から令和5年5月10日までとなっております。賃借権の設定で、一等米30キロの設定です。借賃の支払いは、毎年9月30日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、7ページ。所在、大字久我原字西ノ前。地番 ■■■番■。地目、田。地積、台帳面積で202平方メートル。利用計画、水田。利用権設定期間は、5年と5か月。令和2年5月11日から令和7年10月10日までです。使用貸借権での設定です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多

喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、8ページ、整理番号2の3です。所在、久我原字宮ノ下。地番、■■■■番。地目、田。地積、2,353平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間は、10年間。令和2年5月11日から令和12年5月10日までです。賃借権の設定で、米90キロの設定です。借賃の支払期日は、毎年9月30日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、9ページ、整理番号2の4です。所在、大字久我原字笹原。地番、■■■■番。地目、田。地積、1,509平方メートル。利用計画、水田。10年間の設定期間で、令和2年5月11日から令和12年5月10日まで。賃借権の設定で、コシヒカリ66キロとなっております。借賃の支払期日は、毎年10月30日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者につきましては、前ページと同様のため、省略させていただきます。

続きまして、10ページ、整理番号2の5。所在、久我原西前■■■■番。地目、田。地積、415平方メートル。外4筆、合計地積が5,189平方メートル。利用権設定期間が10年間で、令和2年5月11日から令和12年5月10日までとなっております。賃借権の設定で、コシヒカリ228キロの設定です。毎年10月31日までに持参払をすることになっております。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者につきましては、前ページと同様です。

続きまして、11ページ、整理番号2の6。所在、大字葛藤下代。地番、■■■■番。地目、田。地積、1,321平方メートル。外3筆、次の12ページにも同一の案件となっております。こちらのページの合計が、3筆合計で3,772平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間、10年間で、期間開始が令和2年5月11日から令和12年5月10日までとなります。賃借権の設定となっております、4筆合計しまして、玄米180キロが設定されております。借賃の支払につきましては、10月31日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者については、前ページと同様の方です。

続きまして、13ページ、整理番号2の7。所在、大字久我原字笹原。地番、■■■■番。地目、田。地積、1,199平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間は、10年間で、令和2年4月26日から令和12年4月25日まで。賃借権の設定で、玄米3斗、キロ数にして45キロの設定がされております。借賃の支払は、毎年10月31日までに持参払です。

貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者については、前ページと同様の方です。

14 ページから 18 ページまで更新の筆が続きますので、省略をさせていただきます。

19 ページに入ります。整理番号 2 の 11。所在、大字下大多喜宮下。地番、■■■■番。地目、田。地積、1,231 平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間は、10 年間。令和 2 年 5 月 11 日から令和 12 年 5 月 10 日までの賃借権の設定です。コシヒカリ玄米 30 キロを 2 袋、60 キロの設定です。借賃の支払につきましては、毎年 9 月 30 日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

20 ページ、整理番号 2 の 12。所在、大字下大多喜字西田代。地番、■■■■番。地目、田。地積、3,000 平方メートル。外 2 筆、合計地積が 4,855 平方メートル。3 年間の利用権設定で、令和 2 年 5 月 11 日から令和 5 年 5 月 10 日までとなります。賃借権の設定で、毎年 9 月 30 日までに持参払となります。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

21 ページ、整理番号 2 の 13。所在、大字小沢又字中山。地番、■■■■番。地目、田。地積、1,904 平方メートル。利用計画、水田。利用権設定の期間、1 年 9 か月。令和 2 年 5 月 11 日から令和 4 年 2 月 23 日まで、賃借権の設定で、コシヒカリ 60 キロが設定されております。借賃の支払につきましては、毎年 12 月 31 日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏。借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、22 ページから 24 ページに掲載のとおりとなります。

事務局からは以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方は、お願いいたします。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問は、ないようですので、議案第 3 号については、原案どおりに決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、議案第 3 号につきましては、原案どおり決定することといたします。

議案第 3 号は、以上でございます。

議件は、以上をもって終わります。

報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（寺井）

報告事項についてですが、本来、事務局から御説明を差し上げるところなのですが、この度の新型コロナウイルスの関係で、ウイルスの感染拡大防止ということで、報告事項につきましては、各自で御確認いただきまして、説明については、省略をさせていただき、時間の短縮をさせていただければと思います。御了承いただければと思います。

事務局からは以上です。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございますので、御了解いただきたいと思います。

続いて、議事日程 6、その他に入ります。事務局、何かございましたらお願いいたします。

（その他事項なし）

議長（押元会長）

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

なお、議事進行に一部不備な点がありましたことをお詫び申し上げます。

大変お疲れ様でございました。

閉 会（午後 2 時 55 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月8日

議長 柳元 康郎

署名委員 矢代 仁江

署名委員 加藤 利益弘